農用地利用計画の変更手続きの流れ

農用地区域からの除外

①事前相談

申出者

農林企画課にて相談

②事前申出書の提出

申出者

毎年5月末または11月末までに提出

③事前申出書に対する回答

仙台市

現地調査等を行い、事前申出書に対する回答 を申出者に送付

④関係機関との調整・協議

申出者

市開発調整課、農業委員会、土地改良区等と 必要事項を協議

⑤変更申出書の提出

申出者

③で提示された期限までに必要事項を記入し た変更申出書と添付資料を提出

⑥関係機関への意見照会

仙台市

農業委員会、農協、土地改良区への意見照会

⑦宮城県への事前協議

仙台市

宮城県に対して事前協議

8計画変更案の公告・縦覧

仙台市

公告・縦覧期間30日間+異議申立期間は15日

9宮城県への本協議

仙台市

宮城県に対して本協議を行い、同意を得る

⑩決定公告

仙台市

計画変更の決定公告を行い、申出者に通知

農用地区域への編入

①事前相談

申出者

農林企画課にて相談

②変更申出書の提出

申出者

必要事項を記入し、毎年5月末または11月 末までに提出

③関係機関への意見照会

仙台市

農業委員会、農協、土地改良区への意見照会

4宮城県への事前協議

仙台市

宮城県に対して事前協議

⑤計画変更案の公告・縦覧

公告・縦覧期間30日間+異議申立期間は15日

⑥宮城県への本協議

仙台市

仙台市

宮城県に対して本協議を行い、同意を得る

⑦決定公告

仙台市

計画変更の決定公告を行い、申出者に通知

【注意事項】

1. 手続きに要する期間は目安です。申出内容により前後する可能性があります。

2. 農振法に規定される基準等をすべて満たす必要があるため、申出があっても計画変更ができない場合があります。

6

3. 変更対象面積が200㎡未満の用途区分の変更は、変更手続きは不要です。

4. 4 haを超える農地転用を伴う場合、宮城県への事前協議時に農地転用許可権者との調整を行うため、通常よりも 手続き期間が数か月必要となる可能性があります。

5. 農用地区域からの除外及び用途区分の変更については、農用地利用計画変更手続き後、農地転用の許可申請を農 業委員会で行う必要があります。

問合先

仙台市経済局農林部農林企画課農地活用係

OTEL: 022-214-8334 OFAX: 022-214-8338 OMAIL: kei008110@citv.sendai.jp

用途区分の変更

①事前相談

申出者

申出者

仙台市

農林企画課にて相談

②事前申出書の提出

毎月末までに提出

③事前申出書に対する回答

現地調査等を行い、事前申出書に対する回答 を申出者に送付

4関係機関との調整・協議

市開発調整課、農業委員会、土地改良区等と 必要事項を協議

⑤変更申出書の提出

申出者

必要事項を記入し、提出 (随時)

6決定公告

仙台市

計画変更の決定公告を行い、申出者に通知